

# 建築物関連法令協議記録

設備工事に入る前に、こちらの書類を久留米市障害者福祉課（14階）まで提出してください。

事業所名

確認者名

下の太枠を記載の上、各担当部署と協議を行ってください。

開設予定年月日：	年	月	日
建物所在地：			
建物所有者：			
計画施設の法令上の取り扱い：	法第	条第	項
(例：障害者総合支援法第5条第17項 共同生活援助)			
使用階：	階	使用予定床面積	m <sup>2</sup>
建築基準法第7条第5項における検査済証の有無：	あり	なし	不明

## 都市計画法についての協議記録

令和	年	月	日	担当課名	都市計画課	12階	都市計画等情報閲覧システム
担当課での確認事項（各自で記入すること）							
<input type="checkbox"/> 市街化調整区域である <input type="checkbox"/> 市街化区域・非線引き都市計画区域である							
用途地域（該当する用途地域にチェック）							
<input type="checkbox"/> 第1種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第2種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第1種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第1種住居地域 <input type="checkbox"/> 第2種住居地域 <input type="checkbox"/> 準住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域 <input type="checkbox"/> 工業地域 <input type="checkbox"/> 工業専用地域 <input type="checkbox"/> 無指定							
特定用途制限地域（非線引き都市計画区域で用途地域の指定がない場合にチェック）							
<input type="checkbox"/> 田園居住地区 <input type="checkbox"/> 幹線沿道地区 <input type="checkbox"/> 産業集積地区							
※担当課に設置された端末上でご自身でお調べください。							

令和	年	月	日	担当課名・担当者名	都市計画課	12階	( )氏
※市街化区域・非線引き都市計画区域の場合（1,000m <sup>2</sup> 以上）							
<input type="checkbox"/> 開発行為がある（手続き要） <input type="checkbox"/> 開発行為がない							
※市街化調整区域の場合（手続き要）							
<input type="checkbox"/> 法第34条第1号該当 <input type="checkbox"/> 法第34条第14号（久留米市開発審査会付議基準5号）該当 <input type="checkbox"/> 法第34条第14号（久留米市開発審査会付議基準14号）該当 <input type="checkbox"/> 法第34条第14号（久留米市開発審査会付議基準15号）該当 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> 審査会の判断で適合の可否が決定							
担当課からの指導事項（各自で記入すること）							

### 建築基準法についての協議記録

令和 年 月 日	担当課名・担当者名	建築指導課 13階 ( ) 氏
・用途変更確認申請（床面積200㎡以上の場合） <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 必要でない ※必要でない場合は下記に <input checked="" type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> 確認申請の手続きは不要であるが、建基法に適合するかどうか建築士に確認すること		
・検査済証の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
担当課からの指導事項（各自で記入すること）		

令和 年 月 日	建築士名	級建築士
建築士からの建築基準法の法適合に対するコメント		
※新規指定・変更届の申請時、「建築検査済証の写し」の提出が必要となります。「建築検査済証の写し」を提出できない場合は、建築確認台帳記載事項証明（完了検査年月日が記載されたもの）や用途変更の確認申請等、提出していただきます。なお、確認できない場合は耐震診断が必要となります。		

### 福岡県福祉のまちづくり条例についての協議記録

令和 年 月 日	担当課名・担当者名	建築指導課 13階 ( ) 氏
特定まちづくり施設新築等の届出 <input type="checkbox"/> 対象である <input type="checkbox"/> 対象でない		
担当課からの指導事項、適合証の発行の有無について（各自で記入すること）		
（各自で記入する欄）		

### 消防法についての協議記録

令和 年 月 日	担当課名・担当者名	消防本部予防課 ( ) 氏
① 必要な消防用設備等（各自で記入すること）		
（各自で記入する欄）		
② 担当課からの指導事項（各自で記入すること）		
（各自で記入する欄）		
※新規指定・変更届の申請時、次の書類の提出が必要となります。 消防用設備等の設置が必要な場合・・・「消防用設備等検査済証」または「消防用設備等設置証明書」の写し 消防用設備等の設置が不要の場合・・・「防火対象物使用開始届出書」の写し		

※ 面積を記した図面や土地の案内図等を各担当部署に持参のうえ、手続・届出方法等を確認してください。

※ 最終図面を確定する前に各担当部署と協議を行い、必ず了解を得るようにしてください。